

# おごおり文化協会会則

## [会の名称]

第1条 本会は「おごおり文化協会」と称する。

## [事務局]

第2条 本会は事務局を山口市下郷 609 番地 3 山口市小郡文化資料館内に置くこととする。

## [目的]

第3条 本会は自主的活動により、協力して小郡を文化のかおり高いまちにすると共に文化活動に関わる人、並びに広く文化に関心のある人々と友好交流、情報交換の場とすることを目的とする。

## [事業]

第4条 本会は目的を達成するために次の事業をする。

文化、芸術振興のための諸企画	小郡の生涯学習事業への協力
文化、芸術活動への支援	交流会の開催
おごおり文化祭の開催	研修会の開催
文化、芸術公演の開催	顕彰
文化会館についての研究提言	出版物の発行
文化、芸術情報の発信（開放の発行）	その他目的達成に必要な事業

## [会員]

第5条 本会は、会員、賛助会員をもって組織する。

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に当該年度の会費をそえて申し込むものとする。

## [部会]

第7条 本会に次の部会を置くこととする。

第1部会 文学 語学 古典 歴史	第8部会 日舞 民謡
第2部会 俳句 短歌 詩	第9部会 詩吟 謡
第3部会 演劇 演芸 映画	第10部会 手芸 工芸 陶芸
第4部会 洋楽器（鍵盤、弦、管楽器など）	第11部会 書道 絵画 写真
第5部会 声楽 コーラス 歌曲	第12部会 茶道 華道 盆栽
第6部会 洋舞（ダンス、バレエなど）	その他
第7部会 邦楽（琴、尺八、三弦、太鼓、笛、大正琴など）	

## [役員]

第8条 本会に次の役員を置くこととする。

会長 1名	副会長 4名以内	理事 15名以内	幹事 若干名
監査 2名	事務局長 1名	顧問 (必要に応じ)	

第9条 役員の出選は次のとおりとする。

会 長 小郡在住者とする。その選出は、理事の中から推薦された者を総会で承認する。但し、理事との兼務を妨げない。

副 会 長 会長が理事の中から委嘱する。

理 事 会員の中から選考委員により選出する。また、理事の中から会長が会計担当1名及び庶務担当2名を委嘱する。なお、幹事との兼務を妨げない。

幹 事 第7条の部会の中から各専門部会の代表者が幹事となる。

監 査 理事以外の会員もしくは一般の中から会長が理事会に諮り委嘱する。

事務局長 理事または会員の中から会長が理事会に諮り委嘱する。

第10条 役員の出選は2年とする。但し再任を妨げない。

## [顧問]

第11条 本会に顧問を置くことができる。会長の推薦により理事会で承認する。

## [任務]

第12条 役員の出選を次のようにする。

会 長 本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

副 会 長 会長を補佐し、会長の指示によりその職務を代理する。

理 事 本会の運営の企画立案及び事業の執行に当たる。なお、会計担当は会計の処理に当たり、庶務担当は事務の処理に当たる。

幹 事 第7条の部会の企画及び運営ならびに関係部門との連絡調整を図る。

監 査 会計の監査に当たる。

事務局長 会の運営のため必要な事務及び会計など全般にわたり総括する。

## [会議・構成]

第13条 理事会の構成は次のとおりとする。 会長、副会長、理事、事務局長

第14条 会議は総会及び理事会、役員会とする。

総会は協会加入者（団体は代表者）をもって構成し、年1回以上開催し重要事項の承認ならびに決議を行う。

理事会は会則、予算、事業計画、役員選出、推薦、その他重要事項を審議決定する。

役員会は全行事の企画及び運営等連絡調整を図る。

[会 費]

第15条 本会の経費は会費、寄付金、事業収益、その他の収入をもって充てる。

第16条 本会の会費を別表1のとおり定める。

[施 行]

第17条 この会則施行について必要な事項は理事会において定めるところによる。

[入会・退会]

第18条 入会及び退会は所定の申込書により会長宛に申し込むものとする。

第19条 会長は、会員が2年以上にわたって会費を納めない時、又は会員としてふさわしくない言動をした時は、理事会に諮って除名することができる。

[表 彰]

第20条 本会の運営及び小郡の文化、芸術活動に功績のあった個人及び団体に対し、別に定める表彰規程により表彰する。

[改 廃]

第21条 この会則の改廃は、理事会の協議決定により行う。

[会 計]

第22条 本会の会計は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

附 則

- 1 この会則は平成12年9月30日から施行する。
- 2 平成13年4月22日 一部改正
- 3 平成14年4月29日 全部改正
- 4 平成16年4月29日 一部改正
- 5 平成18年4月29日 一部改正
- 6 平成24年4月22日 一部改正
- 7 平成26年4月20日 一部改正

(別 表1) 会 費 (年間)

1	個人	一般	1,000円	学生	500円
	団体(2名以上)	A	20人未満	3,000円	B 50人未満 5,000円
		C	100人未満	7,000円	D 100人以上 10,000円
		※	学生(一律)	3,000円	
	賛助会員	一口	5,000円		
2	会費の納入は小郡文化資料館の窓口で4月末日を期限とする。				

## おごおり文化協会所属団体

俳句 短歌
小郡短歌協会
小郡俳句同好会
香臈人短歌会山口教室
洋楽
山口アコーディオンクラブ
シュルンマーリート
声楽 コーラス 歌曲
うたごえ・ともし火
正木歌謡グループ
邦楽
尺八満山会
邦楽サークルことうた
琴美会
箏曲筑紫すみれ会
緑風会
蒼幻尺八研究会
大正琴グループ伴の会
日舞 民謡
茜屋出雲流松美峰会
さなえ民謡会
穂扇会
謡
好謡会
手芸 工芸 写真
アート倶楽部
夢づくり人形クラブ
書道 絵画
紀草会
稚気の会
茶道 華道
春陽会